

## さいたま市総合振興計画在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 将来的なさいたま市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の在り方を検討するに当たり、総合振興計画の枠組み及びさいたま市全体の計画体系の在り方、現行の総合振興計画の進捗状況及び成果等について必要な意見を聴くため、さいたま市総合振興計画在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合振興計画の体系や期間など将来的な枠組みに関すること。
- (2) さいたま市全体の計画体系の在り方に関すること。
- (3) 現行の総合振興計画の進捗状況及び成果の確認に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、将来的な総合振興計画の在り方の検討のために必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、地方行財政に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。この場合において、新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。